

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【公表番号】特表2012-508419(P2012-508419A)

【公表日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-014

【出願番号】特願2011-535621(P2011-535621)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

G 06 Q 30/06 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 6

G 06 F 17/60 3 2 4

G 06 F 17/60 3 0 2 E

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月2日(2012.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1ユーザデバイスに宛てるための第1アドレスを用いて、初期広告をコンピュータシステムによって前記第1ユーザデバイスに提供する段階と、

前記第1ユーザデバイスから応答をコンピュータシステムによって受信する段階と、

ユーザから受信したデバイスIDに宛てた二次コンテンツをコンピュータシステムによって生成する段階と、

応答アドレスとして前記デバイスIDを用いて、二次コンテンツをコンピュータシステムによってモバイルユーザデバイスに提供する段階とを具備し、

前記初期広告は、広告主に関連するとともに、前記広告主に関連するコンテンツと前記初期広告に関連する二次コンテンツを受信することを目的として応答するための誘因とを含み、前記二次コンテンツは、前記初期広告が前記第1ユーザデバイスに提供される際の形式とは異なっている二次形式であり、前記誘因は、モバイルユーザデバイスによって用いられる通信プロトコルを介する前記モバイルユーザデバイスへの前記二次コンテンツの配信を容易にし、

前記応答は、前記第1ユーザデバイスとは異なるデバイスである前記モバイルユーザデバイスのデバイスIDを含み、前記デバイスIDは、前記第1アドレスと異なり、

前記二次コンテンツは、二次形式で生成されるとともに前記二次コンテンツ内のアクションブルコンテンツを含み、

前記二次コンテンツは、その後のアクションで前記第2ユーザデバイスに保存できることを特徴とするコンピュータ実装方法。

【請求項2】

デバイスIDに関連する前記第2ユーザデバイスにクーポンを提供する段階を更に具備し、

前記クーポンは、前記デバイスに提供される二次コンテンツであることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記デバイスIDは、ショートメッセージサービス(SMS)のアドレスであり、前記二次コンテンツは、前記ユーザから受信した前記デバイスIDに宛てたショートメッセージサービスのメッセージであることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記デバイスIDは、マルチメディアメッセージングサービス(MMS)のアドレスであり、前記二次コンテンツは、前記ユーザから受信した前記デバイスIDに宛てたマルチメディアメッセージングサービスのメッセージであることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記二次コンテンツは、前記ユーザに提供された前記初期広告のフォーマット変換を含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記応答は、前記二次形式で前記初期広告を受信するための要求を含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記デバイスIDを用いて前記第2ユーザデバイスに対する追加コンテンツを提供する段階を更に具備し、

前記追加コンテンツは、追加広告コンテンツを含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記追加コンテンツは、前記追加コンテンツを要求する前記ユーザから受信した前記応答に基づき、前記第2ユーザデバイスに提供されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項9】

一又は二以上のコンピュータによって実行されると、前記一又は二以上のコンピュータに処理をさせるコンピュータプログラム命令からなるソフトウェアによって符号化されたコンピュータ記憶装置であって、

前記処理は、

第1ユーザデバイスに宛てるための第1アドレスを用いて、初期広告を前記第1ユーザデバイスに提供するステップと、

前記第1ユーザデバイスから応答を受信するステップと、

ユーザから受信したデバイスIDに宛てた二次コンテンツを生成するステップと、

応答アドレスとして前記デバイスIDを用いて、メッセージをモバイルユーザデバイスに提供するステップとを具備し、

前記初期広告は、広告主に関連するとともに、前記広告主に関連する情報と前記初期広告に関連する二次コンテンツを受信することに応答するための誘因を含み、前記二次コンテンツは、前記初期広告が前記第1ユーザデバイスに提供される際の形式とは異なっている二次形式であり、前記誘因は、モバイルユーザデバイスによって用いられる通信プロトコルを介する前記モバイルユーザデバイスへの前記二次コンテンツの配信を容易にし、

前記応答は、前記第1ユーザデバイスとは異なるデバイスである前記モバイルユーザデバイスのデバイスIDを含み、前記デバイスIDは、前記第1アドレスと異なり、

前記二次コンテンツは、二次形式で生成されるとともにアクションブルコンテンツを含み、

前記二次コンテンツは、その後のアクションで前記デバイスに保存できる形式であることを特徴とするコンピュータ記憶装置。

【請求項10】

前記命令は、

デバイスIDに関連する前記第2ユーザデバイスにクーポンを提供するステップを具備する動作を前記処理システムに更に実施させることができ、

前記クーポンは、前記デバイスに提供される二次コンテンツであることを特徴とする請求項9に記載の装置。

【請求項 1 1】

前記デバイスIDは、ショートメッセージサービス(SMS)のアドレスであり、前記二次コンテンツは、前記ユーザから受信した前記デバイスIDに宛てたショートメッセージサービスのメッセージであることを特徴とする請求項9に記載の装置。

【請求項 1 2】

前記デバイスIDは、マルチメディアメッセージングサービス(MMS)のアドレスであり、前記二次コンテンツは、前記ユーザから受信した前記デバイスIDに宛てたマルチメディアメッセージングサービスのメッセージであることを特徴とする請求項9に記載の装置。

【請求項 1 3】

前記二次コンテンツは、前記ユーザに提供された前記初期広告のフォーマット変換を含むことを特徴とする請求項9に記載の装置。

【請求項 1 4】

前記応答は、テキストメッセージ形式で前記初期広告を受信するための要求を含むことを特徴とする請求項9に記載の装置。

【請求項 1 5】

前記命令は、前記デバイスIDを用いて前記第2デバイスに対する追加コンテンツを提供するステップを具備する動作を前記処理システムに更に実施させることができ、

前記追加コンテンツは、追加広告を含むことを特徴とする請求項9に記載の装置。

【請求項 1 6】

前記追加コンテンツは、前記追加コンテンツを要求する前記ユーザから受信した前記応答に基づき、前記デバイスに提供されることを特徴とする請求項9に記載の装置。

【請求項 1 7】

一又は二以上のコンピュータと命令を保存する一又は二以上の記憶装置とを含むシステムであって、

前記一又は二以上のコンピュータは、

第1ユーザデバイスに宛てるための第1アドレスを用いて、初期形式で第1ユーザデバイスに初期広告を提供することができる初期広告配信モジュールと、

命令に基づき、前記第1ユーザデバイスから応答を受信することができる二次広告配信モジュールとを具備し、

前記初期広告は、広告主に関連するとともに、前記広告主に関連するコンテンツと前記初期広告に関連する二次コンテンツを要求するための前記命令を含み、前記二次コンテンツは、前記初期広告が前記第1ユーザデバイスに提供される際の初期形式とは異なる二次形式であり、前記誘因は、モバイルユーザデバイスによって用いられる通信プロトコルを介する前記モバイルユーザデバイスへの前記二次コンテンツの配信を容易にし、

前記応答は、前記第1ユーザデバイスとは異なるデバイスである前記モバイルユーザデバイスのモバイルデバイスIDを含み、

前記二次広告配信モジュールは、前記応答を受信することに基づき、前記モバイルユーザデバイスに関連する前記デバイスIDに宛てた前記二次コンテンツを提供することができ、

前記二次コンテンツは、前記二次形式で生成及び提供され、アクションブルコンテンツを含み、その後のアクションで前記モバイルユーザデバイスに保存できることを特徴とするシステム。

【請求項 1 8】

前記二次コンテンツは、前記モバイルデバイスIDに関連する第2ユーザデバイスに提供されたテキストメッセージのクーポンを更に含むことを特徴とする請求項17に記載のシステム。

【請求項 1 9】

前記デバイスIDは、ショートメッセージサービス(SMS)のアドレスであり、前記二次コンテンツは、ショートメッセージサービス形式を用いるテキストメッセージであり、

前記テキストメッセージは、ユーザから受信した前記モバイルデバイスIDに宛てたもの

であることを特徴とする請求項1_7に記載のシステム。

【請求項 20】

前記デバイスIDは、マルチメディアメッセージングサービス(MMS)のアドレスであり、前記二次コンテンツは、マルチメディアメッセージングサービス形式を用いるメッセージであり、

前記メッセージは、ユーザから受信した前記モバイルデバイスID宛てたものであることを特徴とする請求項1_7に記載のシステム。

【請求項 21】

初期広告変換モジュールは、二次コンテンツを生成するために前記初期広告を前記初期形式から前記二次形式に変換するとともに、前記二次広告配信モジュールに前記二次コンテンツを提供することができることを特徴とする請求項1_7に記載のシステム。